

令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、「雪若丸」生産組織自らが、品質・食味・収量を一体的に高いレベルで安定して生産するため、知事が別に定めるところにより、「雪若丸」生産組織（以下「事業実施主体」という。）が「レベルアッププラン」を作成し、その実現に向けた取組みを行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費であって、別に定めるところにより知事の承認を受けた事業実施計画書に基づく取組みに要する経費とする。

2 補助金の額は、別表の補助金の額の欄に掲げる額とする。

(補助金交付申請書)

第3条 規則第5条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施計画書（別記様式第1号）

(2) 事業収支予算書（別記様式第2号）

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の2割を超えない増減を伴う変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

5 事業実施主体は、この補助金と重複して、他の国、県又は市町村の補助を受けてはならない。

(状況報告書)

第5条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書は、令和4年11月末日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第6号）を添付して、翌月20日までに知事に提出するものとする。ただし、令和4年11月末日までに補助事業が完了したものについては、補助事業実績報告書の提出をもって代えるものとする。

2 知事は、前項の状況報告書の提出があった場合は、必要に応じて補助事業者の現地確認を行うものとする。

(実績報告書)

第6条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和5年2月18日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施実績書（別記様式第1号）

(2) 事業収支精算書（別記様式第2号）

(3) 事業実施に伴う証拠書類（契約書、帳簿、通帳等）の写し及び事業実施状況写真

2 前項の実績報告書を提出するにあたり、第3条第2項ただし書に該当した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税及び地方消費税仕入れに係る控除税額が確定した場合には、その額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額等報告書（別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

(支払い)

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(財産処分の制限)

第8条 本補助事業により取得した機器は、規則第22条第2号及び第3号に規定する知事が指定する財産とする。

2 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第8号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付け等)

第9条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和5年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、本補助事業により取得した財産で前条第2項に規定す

る処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第9号）及びその他関係書類を保管しなければならない。

（書類の提出）

第10条 この補助金に関して、事業実施主体が提出する書類は所轄の総合支庁に提出しなければならない。

（財産の管理）

第11条 本補助事業により整備した機器には、本補助事業名及び事業実施主体名を表示するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

別表

補助対象経費	補助金の額
<p>「レベルアッププラン」の実現に必要な以下の取組みに要する経費</p> <p>①生産基盤の改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌の成分分析を分析機関に委託するための経費 ・土壌の物理性を直接改善するために用いる機器の導入に要する経費 <p>②適正な生育の管理及び診断に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉色を測定する機器の導入に要する経費 ・画像等を活用して広域で生育を診断するための機器（ソフトウェア含む、ただしパソコン等の汎用性の高い機器は除く）の導入に要する経費 <p>③米の品質・食味向上に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米に混入している異物や着色粒等を光センサー等で感知して除去する機器の導入に要する経費 ・米中の成分（タンパク質、アミロース等）を分析する機器の導入に要する経費 ・着色粒などの被害粒の混入割合を測定する機器の導入に要する経費 	<p>補助対象となる取組みに要する経費の3分の1以内の額とする。</p> <p>ただし、1,000,000円を上限とする。</p>

事業実施計画（実績）書

- 1 事業目的
- 2 事業推進体制（利用方法）
- 3 事業内容

事業実施 主体名	設置場所 （施設名、 所在地） ※	事業内容	機種	事業量	総事業費	事業費 （補助対象経費）	負担区分		備 考
							県補助金	その他	
		<現状（令和3年産）>（品種： ） ・1等米比率： ・玄米粗タンパク質含有率： ・10a当たり収量： <目標年（令和 年産）> ・1等米比率： ・玄米粗タンパク質含有率： ・10a当たり収量：			円	円	円	円	

注1 事業内容欄に現状（令和3年産）の「雪若丸」の1等米比率・玄米粗タンパク質含有率・10a当たり収量、目標とする年産（3年後）の1等米比率・玄米粗タンパク質含有率・10a当たり収量を記載する。

注2 令和4年度から「雪若丸」を作付けする生産組織の現況値は、生産組織における令和3年度に最も作付面積の多い品種の値とする。

- 2 事業完了（予定）年月日

- 3 添付書類

- (1) 令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業実施要領第4に基づく「レベルアッププラン」の写し
- (2) 生産組織が設定した出荷基準目標値が分かる資料
- (3) 事業費精算額に係る領収証書の写し等の挙証資料（実績報告時）

事業収支予算（精算）書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	比較増減	備考
県補助金				
そ の 他				
合 計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	比較増減	備考
合 計				

注1) 収支予算の場合は、精算額及び比較増減の欄は空欄とすること。

注2) 収支精算書の提出の際は、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料及び支払の状況を確認できる請求・領収書の写し等を添付すること。

山形県知事 殿

補助事業者

令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 内容

添付書類

- (1) 事業計画書 (別記様式第1号)
- (2) 収支予算書 (別記様式第2号)

(注) 添付書類は、別記様式第1号及び第2号に準じて作成し、補助金の交付決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分と、変更しようとする事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

山形県知事 殿

補助事業者

令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

山形県知事 殿

補助事業者

令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業の遂行について指示を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により報告します。

記

- 1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由
- 2 遂行状況

事業内容	計 画			出来高			(B)/(A) (%)	備 考
	事業量	事業費 (A)	県補助金	事業量	事業費 (B)	県補助金		

(添付書類) 出来高中の事業量及び事業費の経理状況等を証する契約書、領収書の写し及び現状が把握できる写真等を添付すること。

補助事業者

令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業実施状況調書

令和4年11月30日現在

事業実施主体	計 画		出 来 高		進捗度	備 考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	(B) ／(A)	
		円		円	%	

(添付書類)

「出来高」欄中の「事業量」及び「事業費」の経理状況等を証する契約書、領収書等の写し及び現状が把握できる写真等を添付すること。

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

補助事業者

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があった令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業について、令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 山形県補助金等の適正化に関する規則第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付すること。

山形県知事 殿

補助事業者

令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業費補助金財産処分承認申請書

令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業で取得した財産を下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況

事業実施主体	事業内容	施行又は設置場所	事業量	事業費	県補助金	備 考

- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）

財 産 管 理 台 帳

実施主体名 _____

事業実施年度		令和 年度				県補助金名	令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業費補助金						
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業種目	施行箇所 又は 設置場所	事業内容（工 種、施設区分、 構造、規格、能 力等）	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	事業費	負担区分		耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							県補助金	その他					
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等別に記入すること。
 3 摘要欄には、処分の相手方、処分価格等を記入すること。